

熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領

(平成5年3月19日告示第243号)

(平成6年10月5日告示第774号改正)

(平成11年3月3日告示第144号改正)

[沿革]

(平成12年3月31日告示第328号改正)

(平成14年3月15日告示第188号改正)

(平成14年9月11日告示第683号改正)

(平成16年2月13日告示第111号改正)

(平成18年4月27日告示第518号改正)

(平成19年10月1日告示第827号改正)

(平成23年3月31日告示第349号の8改正)

(平成27年3月31日告示第340号改正)

(平成29年3月24日告示第272号改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事、調査、測量、設計等（以下「県工事等」という。）の請負・委託契約の適正な履行を確保するため、競争入札参加者の資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に指名停止処分に該当する行為があった場合の県の措置について必要な事項を定める。

(指名停止)

第2条 知事は、有資格業者が別表第1、別表第2及び別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 知事は、別表第3に掲げる措置要件を事由として前項の指名停止を行うときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴くものとする。

3 知事が指名停止を行ったときは、契約担当者（熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第2条第7号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は県工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 知事は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 知事は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 知事は、前条第1項又は前項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ご

とに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間（第5条第1項第1号に該当する場合にあっては、別表第2第4号及び第6号に定める期間を限度とする。）まで短縮することができる。

4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍の期間まで延長することができる。

5 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該指名停止について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第5条 知事は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第4条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合、又は熊本県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号及び第6号に該当したとき。

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（当該事案について、有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）又は有資格業者の役員（執行役員を含む。）若しくはその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく知事による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第

4号又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前号に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期に1か月を加算した期間

- (3) 熊本県の職員又は他の公共機関（国、地方公共団体及び公社等）の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号、第7号又は第8号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期に1か月を加算した期間

（指名停止の通知）

第6条 知事は、第2条第1項又は第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ様式第1号、様式第2号又は様式第3号により通知するものとする。ただし、知事が通知する必要がないと認めるときは、通知を省略することができる。

2 知事は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が県工事等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第8条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が県工事等の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人となることを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第9条 知事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（指名停止委員会の設置）

第10条 知事は、有資格業者の指名停止を審議するため、指名停止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の組織）

第11条 委員会の委員は、土木部長、農林水産部長、土木部政策審議監、農林水産部政策審議監、監理課長及び農林水産政策課長をもって充てる。

2 委員会に会長を置き、土木部長をもって充てる。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の審議）

第12条 委員会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要により発注担当課長及び出先機関の長（以下「主務課長等」という。）の出席を求めることができる。

（議決の方法等）

第13条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 会長は、審議の結果を知事に報告するものとする。

3 委員会は、公開しない。

(持回り審議)

第14条 会長は、委員会の審議に付すべき事案につき、委員会を招集するいとまがないと認めるときは、持回り審議をもって委員会の審議に代えることができる。

2 前項の場合において、審議案は、会長及び委員の過半数の同意を得たとき、議決があったものとみなす。

(報告等)

第15条 主務課長等は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、速やかに様式第4号による報告書をその所属する部(局)長を経由して土木部長に提出するものとする。

2 土木部長は、知事が有資格業者について第2条第1項又は第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、直ちに、関係機関(県の機関に限る。)の長に通知するものとする。

(庶務)

第16条 委員会の庶務は、土木部監理課において処理する。

附 則

1 この要領は、平成5年4月1日から施行する。

2 熊本県工事指名競争入札参加資格者指名停止処分要領(昭和60年熊本県告示第343号。次項において「旧要領」という。)は、廃止する。

3 旧要領の失効前にした行為に対する指名停止の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年10月1日から施行する。

2 この要領の施行前に行われた行為に対する指名停止の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に行われた行為に対する指名停止の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に行われた行為に対する指名停止の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 県工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、県工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 県工事等の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>3 県内における建設工事、調査、測量及び設計等で、前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の履行に当たり、過失により工事等を粗雑した場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反等)</p> <p>4 県工事等の履行に当たり、第2号に掲げる場合のほか契約に違反し、県工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき、又は正当な理由がなく契約を締結しないとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 県工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>

<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 県工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上2か月以内</p>
--	---

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が熊本県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>2 次のいずれかに該当する者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p> <p>3 次のいずれかに該当する者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から12か月以上24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12か月以上24か月以内</p> <p>9か月以上18か月以内</p> <p>6か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6か月以上12か月以内</p> <p>4か月以上8か月以内</p> <p>2か月以上4か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 県工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、県工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>5 次に掲げる区分に応じ、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、県工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(1) 県内における業務に関する違反行為</p> <p>(2) (1)以外の業務に関する違反行為</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12か月以上24か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>12か月以上24か月以内</p> <p>6か月以上12か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が県工事等に関し、</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から12か月以上24か</p>

<p>競売入札妨害又は談合により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>月以内</p>
<p>7 次のいずれかに該当する者が県内の業務に関し、競売入札妨害又は談合により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12か月以上24か月以内 9か月以上18か月以内 6か月以上12か月以内</p>
<p>8 次のいずれかに該当する者が県外の業務に関し、競売入札妨害又は談合により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6か月以上12か月以内 4か月以上8か月以内 2か月以上4か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>9 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、県工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>10 県工事等に関し、建設業法の規定に違反し、県工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定により罰金刑を宣告され、県工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>

別表第3 暴力団等の排除に関する措置基準

<p>(暴力団又は暴力団員等との関係)</p> <p>1 次のいずれかに該当する者である旨の通知が県警察本 からあり、県工事等の請負契約の相手方として不相当であ ると認められるとき。</p> <p>(1) 有資格業者又は有資格業者の役員等（建設業法第5条 第1項第3号に規定する役員等をいう。以下同じ。）で あって、暴力団員等である者</p> <p>(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する有資格業者</p> <p>(3) 有資格業者又は有資格業者の役員等であって、暴力団 又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有し ている者</p> <p>(暴力団又は暴力団員等への利益供与等)</p> <p>2 次のいずれかに該当する行為が行われた旨の通知が県 警察本部からあり、県工事等の請負契約の相手方として不 相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 県工事等の契約の相手方が暴力団員等又は暴力団密 接関係者であることを知りながら、その者と下請契約又 は資材、原材料の購入契約等を締結する行為</p> <p>(2) 有資格業者又は有資格業者の役員等による暴力団若 しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を 供与するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協 力し、又は関与する行為</p> <p>(暴力団又は暴力団員等の利用等)</p> <p>3 次のいずれかに該当する行為が行われた旨の通知が県 警察本部からあり、県工事等の請負契約の相手方として不 相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 有資格業者又は有資格業者の役員等による自社、自己 若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団の威力若しくは暴力団員 等を利用する行為</p> <p>(2) 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団員等で あることを知りながら、これを不当に利用する行為（熊 本県暴力団排除条例違反行為）</p>	<p>当該認定をした日から 12か月を経過し、かつ、 県発注工事等の契約の相 手方として適当と認めら れる状態になるまで</p> <p>当該認定をした日から 3か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2か月以上6か月以内</p>
---	---

4 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に違反し、県工事等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から2か月以上6か月以内
---	----------------------